

## 東京医療保健大学大学院奨学金規程

### (目的)

第1条 本規程は、東京医療保健大学大学院奨学金について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (形態)

第2条 本奨学金は、給付型とする。

### (対象者)

第3条 対象者は、医療保健学研究科修士課程及び博士課程、看護学研究科修士課程看護科学コース及び博士課程、和歌山看護学研究科修士課程、千葉看護学研究科修士課程に在籍する学生で、以下に該当する学生とする。

- (1) 東京医療保健大学 大学関係者
- (2) 東京医療保健大学 実習協力施設関係者
- (3) その他理事長が認める者

### (対象期間及び給付額)

第4条 対象期間は、修士課程は2年間、博士課程は3年間とする。  
給付額は、修士課程は年間30万円、博士課程は年間70万円とする。  
ただし、和歌山看護学研究科修士課程は年間20万円とする。

### (選定)

第5条 本奨学金対象者の選定は、学部長等会議にて行う。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学経営会議の決議を経て理事会で決定する。

#### 附 則

本規程は、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

本規程は、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

本規程は、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

本規程は、令和3年4月1日から適用する。